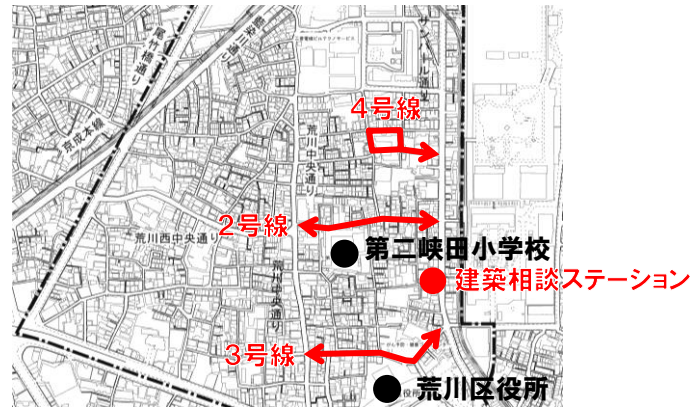


# 主要生活道路を荒川区が積極的に推進します！

主要生活道路 2 号線、3 号線、4 号線については、今年度から平成 32 年度までに順次整備を行っていきます。

また、老朽木造建築物買取除却制度等の特別の支援メニューを活用して地区内の不燃化も積極的に促進していきます。



		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27～32 年度
道路整備	2 号線	測量等 沿道懇談会 ★	用地買収・工事等	
	3 号線		計画検討等	測量・用地買収・工事等
	4 号線		工事等	
不燃化促進		建築相談ステーション開設 ★	新たな取組等による支援	

## 建築相談ステーションの開設

地域の不燃化を促進させるため、建替え等に関する地域密着の相談窓口である「建築相談ステーション」を、9月25日（水）に開設しました。お気軽にお立ち寄りください。

【開館時間】※年末年始を除く  
 毎週水曜日 午後 1 時～7 時  
 毎週木曜日 午後 1 時～5 時  
 第 2・4 日曜日 午前 9 時～正午  
 【電話】070-5370-5827

防災センター  
 (荒川 2-25-3)  
 の 1 階です！



【現地踏査のお知らせ】地域の現状を把握するため、今秋に現地踏査を実施する予定です。ご理解・ご協力宜しくお願い致します。

### お問い合わせ

荒川区 防災都市づくり部防災街づくり推進課

不燃化特区担当 いわもと はまもと たてなみ さとう  
 岩本、浜本、楯列、佐藤

電話：(03)3802-3111 (内線)2821 FAX：(03)3802-4104

荒川区シンボルキャラクター



# 地震などの災害に強いまちを目指して 荒川二・四・七 まちづくりニュース

第20号

平成 25 年 10 月編集発行  
 荒川二・四・七防災まちづくりの会、荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課

## 木密地域不燃化 10 年プロジェクトを推進しています！

荒川二・四・七丁目地区は、区と東京都が連携して進める「不燃化特区」の先行実施地区<sup>※1</sup>として「燃えない、燃え広がらない街づくり」を強力に促進するため、新たな取組を行っていきます。

<sup>※1</sup> 不燃化特区の先行実施地区：地震時等に甚大な被害が想定される木造密集地域のうち、区からの提案に基づき、東京都が不燃化特区の先行実施地区として、平成 24 年 8 月に 11 区 12 地区を指定しています。これらの地区では、平成 25 年度から不燃化に向けた積極的な取組みをスタートしています。

### ○老朽木造建築物買取除却制度の創設 (予定)

区が老朽木造建築物を買い取り、除却工事を実施します。

### ○戸建て建替え助成制度の創設(予定)

老朽木造建築物の建替えを行う場合に、除却費の全額並びに設計費及び工事監理費の一部を助成します。

### ○固定資産税・都市計画税の税制優遇(東京都)

【老朽木造建築物除却後の土地】  
 老朽木造建築物を除却し、更地を適正に管理することで、小規模住宅用地並みに減免されます。

<要件>不燃化特区内の防災上危険な老朽建築物<sup>※2</sup>  
<sup>※2</sup> 防災上危険な老朽建築物：延焼防止上危険な木造建築物、昭和 56 年以前の建築物、適正に管理されていない建築物のいずれかに該当する建築物

【不燃化建替え住宅】  
 不燃化のための建替えを行った住宅について、減免されます。

<要件>不燃化特区内で木造または軽量鉄骨の家屋を、耐火建築物または準耐火建築物に建替えた住宅

### ○建築相談ステーション(相談窓口)の開設

不燃化促進を図るための建替え、老朽住宅除却、土地活用等に係る個別相談窓口を開設します。

### ○UR都市機構の活用

区の業務支援(調査・道路整備・不燃化相談等)、従前居住者用賃貸住宅の整備、不燃化促進用地の確保・活用について UR 都市機構を活用し、不燃化等に向けた取組みを促進していきます。



# 今年度から、整備プログラムに沿って、不燃化に取り組んでいきます！

荒川二・四・七丁目地区の整備は、不燃化10年プロジェクトの整備プログラムに沿って取り組んでいきます。

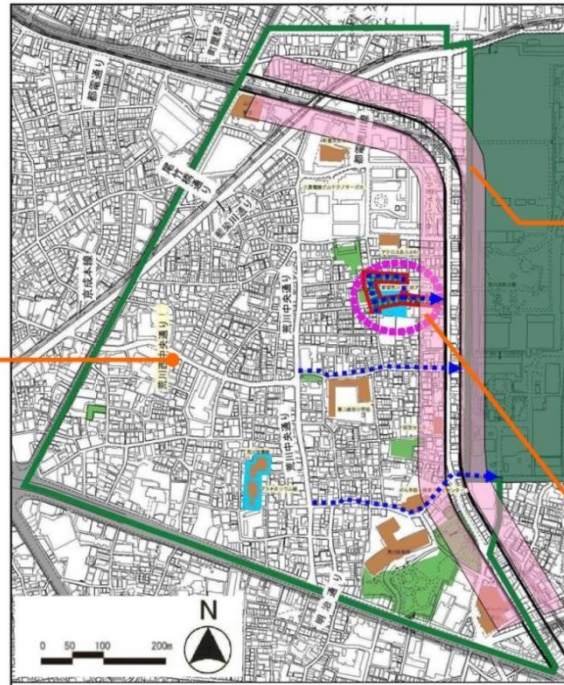
## □整備プログラム

地区の整備は、老朽木造建築物の除却や戸建て建替え助成等を行う「地区全体における取組み」、集中的に整備を行う「コア事業における取組み」、都市計画道路と沿道整備を行う「延焼遮断帯の形成」の3本柱で進めていきます。これらの整備を通して、平成32年度までに、ほとんど燃え広がらない水準（不燃領域率70%）の市街地が形成されるよう目指しています。

### 整備の考え方

#### ○地区内全域における取組み

- ・老朽木造建物除却事業
- ・戸建て建替え助成事業
- ・グリーンスポット（小公園）の整備
- ・建築物の適正管理に関する啓発
- ・主要生活道路の整備



#### ○延焼遮断帯の形成

- ・都市計画道路補助90号線の整備に伴う沿道建築物の不燃化促進

#### ○コア事業における取組み

- ・主要生活道路4号線の整備
- ・従前居住者住宅の建設（UR施行）
- ・従前地権者用代替地の整備
- ・公園・防災広場の整備

整備プログラムの詳細は、区の担当窓口または、東京都HP「木密地域不燃化10年プロジェクト」不燃化特区制度の先行実施地区整備プログラムについて (<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2013/04/DATA/20n4c30k.pdf>) で確認できます。

## □コア事業の取組みについて

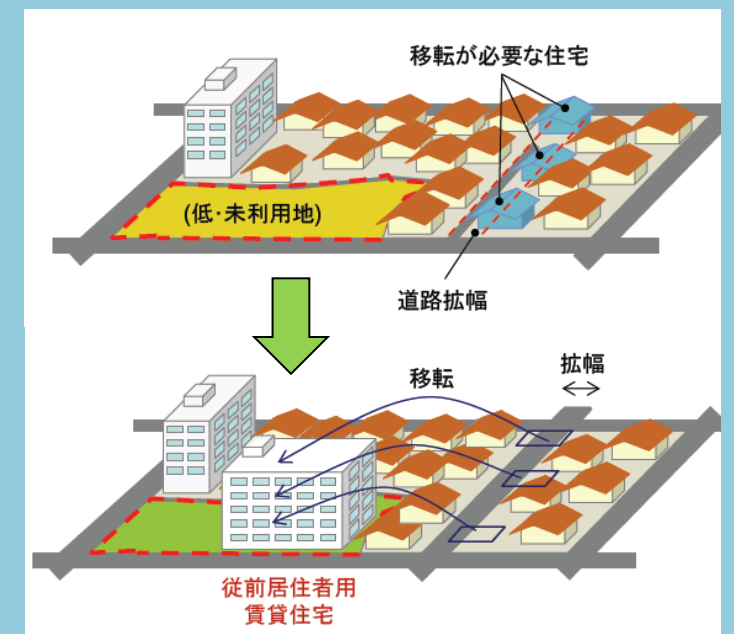
不燃化促進の契機となる取組みを「コア事業」として位置づけ、集中的かつ強力に取り組んでいきます。具体的な取組みとしては、主要生活道路4号の整備、従前居住者用賃貸住宅の建設などがあります。

### <計画概要>



### <従前居住者用賃貸住宅（UR都市機構）>

主要生活道路拡幅整備等のために、現在お住いの住宅から移転をしていただく方々等の移転先となる賃貸住宅で、UR都市機構が整備します。



## □不燃化促進のための支援イメージ(例)

### <荒川区の取組み>

荒川区は新たに創設した制度などを活用し、老朽木造建築物除却や不燃化建替えを促進するための支援を積極的に行います。

### <UR都市機構の取組み>

UR都市機構は、売却希望のある土地を不燃化促進用地として確保し、近隣の希望者の建替え用地として活用する事業により、区の取組みを後押しします。

※支援内容は、諸条件により異なります。詳細は区担当までお問い合わせください。

